

質問	回答
<p>訪問介護事業所集団指導資料2「実地指導結果からみた介護報酬に係る留意点について」6ページ下段に記載されている身体と生活の混在サービスのそれぞれのサービスに要した時間の記録について、具体的に身体30分生活60分というように記録しておくということか。</p>	<p>貴見のとおり。 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容と身体介護と生活援助に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、身体介護と生活援助を組み合わせで算定します。 1回の訪問介護の全体時間のうち、身体介護及び生活援助の所要時間に基づき判断するため、その根拠となる実際の提供時間について、基準で定めるサービス提供記録、及び支援経過記録等に記録してください。</p>